
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

令和 2 年 3 月 23 日 (月曜日)

議 事 日 程

令和 2 年 3 月 23 日 午前 9 時 30 分開会

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 5号 大山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 地方自治法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 大山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 9号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第10号 大山町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第11号 大山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第12号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第13号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 大山町漁港建設事業推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 大山町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第18号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第19号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第20号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第21号 大山町交通安全指導員条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第22号 大山町小学校建設基金条例を廃止する条例について

- 日程第19 議案第24号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第20 議案第25号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第26号 町道路線の認定について（町道 坪田団地2号線）
- 日程第22 議案第27号 令和2年度 大山町一般会計予算
- 日程第23 議案第28号 令和2年度 大山町土地取得特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和2年度 大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和2年度 大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和2年度 大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和2年度 大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和2年度 大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和2年度 大山町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和2年度 大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和2年度 大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和2年度 大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和2年度 大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第34 議案第39号 令和2年度 大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第40号 令和2年度 大山町索道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第41号 令和2年度 大山町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第54号 町道路線の認定について（町道 西坪団地線）
- 日程第38 議案第55号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第39 議案第56号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第40 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第58号 教育委員会委員の任命について
- 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 陳情第2号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情
- 日程第44 陳情第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第45 陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求め る陳情
- 日程第46 発議案第1号 中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について
- 日程第47 発議案第2号 公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書の提出につ

いて

日程第48 発議案第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について

日程第49 議員派遣について

日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第4号）

日程第51 委員会の閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

日程第52 委員会の閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

日程第53 委員会の閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

日程第54 委員会の閉会中の継続調査について（広報常任委員会）

日程第55 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸

（午前10時32分退出）

副町長	……………小 谷 章	教育次長	……………佐 藤 康 隆
総務課長	……………山 岡 浩 義	幼児・学校教育課長	……………森 田 典 子
財務課長	……………金 田 茂 之	社会教育課長	……………西 尾 秀 道
税務課長	……………二 宮 寿 博	企画課長	……………池 山 大 司
住民生活課長	……………永 見 明	観光課長	……………徳 永 貴
建設課長	……………大 前 満	水道課長	……………竹 村 秀 明
農林水産課長	……………井 上 龍	福祉介護課長	……………進 野 美穂子
農業委員会局長	……………大 黒 辰 信	こども課長	……………田 中 真 弓
健康対策課長	……………末 次 四 郎	会計管理者	……………門 脇 恵美子
地籍調査課長	……………野 間 光		

午前 9 時 30 分開会

開議宣言

○議長（杉谷 洋一君） おはようございます。3 月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。

ただいまの 出席議員は 16 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 5 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 5 号 大山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 6 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、議案第 6 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第3、議案第7号 地方自治法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第4、議案第8号 大山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第5、議案第9号 大山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 10 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 6、議案第 10 号 大山町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 11 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 7、議案第 11 号 大山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 12 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 8、議案第 12 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第9、議案第13号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第10、議案第14号 大山町漁港建設事業推進基金条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第11、議案第15号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 16 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 12、議案第 16 号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 17 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 13、議案第 17 号 大山町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 18 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 14、議案第 18 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一

部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 19 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 15、議案第 19 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 20 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 16、議案第 20 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 21 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 17、議案第 21 号 大山町交通安全指導員条例を廃止する
条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 22 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 18、議案第 22 号 大山町小学校建設基金条例を廃止する
条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第22号は 原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 24 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 19、議案第 24 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の
変更についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第24号は 原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 25 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 20、議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 26 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 21、議案第 26 号 町道路線の認定について(町道 坪田団地 2 号線) を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 27 号 ~ 日程第 36 議案第 41 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 22、議案第 27 号 令和 2 年度大山町一般会計予算から日程第 36、議案第 41 号 令和 2 年度大山町水道事業会計予算まで計 15 議案を一括議題とします。

令和 2 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 大杖 正彦議員。

○令和 2 年度予算審査特別委員長(大杖 正彦君) それでは、令和 2 年度、大山町一般会計予算の審査の報告をいたします。令和 2 年度予算審査特別委員会報告書。令和 2 年 3 月 23 日。

大山町議会議長 杉谷 洋一様、令和 2 年度予算審査特別委員会委員長 大杖正彦 が読み上げます。

令和 2 年 3 月 4 日、令和 2 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による、令和 2 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1. 事 件 名

- 議案第 27 号 令和 2 年度大山町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 議案第 38 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 議案第 39 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 議案第 40 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計予算
- 議案第 41 号 令和 2 年度大山町水道事業会計予算

2. 事 件 の 内 容につまましては、令和 2 年度各会計当初予算の審査でございます。

3. 審査の経過及び審査の結果について申し上げます。

付託を受けた 15 議案について、分科会方式により、令和 2 年 3 月 5 日から 11 日の 5 日間審査を行うとともに、3 月 16 日全体会を委員全員で行った。

審査の結果、付託された 15 議案すべてを可とすべきものと決した。

4. 令和 2 年度予算の特徴を申し上げます。

令和 2 年度大山町一般会計予算、一般会計予算は、総額 108 億 8,000 万円で、平成 31 年度当初と比較すると 9 億 2,000 万円（9.2%）の増となっています。

（歳入について）

町税収入は、15 億 8,873 万円で、前年度比 1,638 万円、1.0%の増となっている。固定資産税を 4,255 万円の増と見込んでいる事が主な要因でございます。

地方交付税は、46 億 4,000 万円で、前年度比 1,000 万円、0.2%の増となっています。普通交付税は、合併算定替措置がなくなることから 1,000 万円の減が見込まれています。特別交付税は近年実績から 2,000 万円の増と見込まれております。

町債は、7 億 6,310 万円で、前年度比 9,570 万円、14.3%の増となっています。道

路改良事業の増により土木債を前年度比 1 億 260 万円増として計上された事が主な要因となっております。

(歳出について)

義務的経費は、人件費が 22 億 8,189 万円で、前年度比 6 億 3,211 万円、38.3%の増となっている。会計年度任用職員制度の開始により、これまでの嘱託、臨時職員、一部の非常勤特別職員が会計年度任用職員になる事が主な要因でございます。

投資的経費のうち、普通建設事業費が 14 億 4,302 万円で、前年度比 7 億 8,870 万円、120.5%の増となっています。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 4 億 5,000 万円が主な要因となっています。

その他経費のうち物件費が、18 億 1,000 万円で前年度比 5 億 670 万円、21.9%の減となっています。会計年度任用職員制度の開始により、嘱託、臨時職員等賃金が皆減になる事が主な要因でございます。

積立金は 1 億 6,026 万円で前年度比 4,687 万円、41.3%の増となっている。ふるさと応援寄付金が伸び、ふるさと応援基金積立金を前年度比 7,364 万円の増と見込まれたことが主な要因であります。

新規事業としては、JR 下市駅南出入口整備に 736 万円、胃がん検診に併せて実施するピロリ菌検査の助成金 400 万円、読書結果の可視化により読書を推進するための読書履歴通帳の導入に 369 万円、新規漁業就業者の研修費用補助金 1,194 万円、町道末長妻木線拡幅工事測量設計に 2,100 万円などが計上されています。

継続事業としては、地域自主組織育成支援事業に前年度比 1,111 万円増の 4,666 万円が計上されています。同和対策事業の地区活動費補助金は平成 31 年度と同額の 410 万円、インフルエンザ予防接種費用助成対象年齢を 18 歳まで拡充することによる 48 万円の増、防災対策費として防災監設置に 275 万円、観光振興のための地域おこし協力隊員費 416 万円、大山寺旧境内石垣復旧工事費として 3,212 万円が計上されています。

また、令和 2 年度途中に社会福祉協議会の福祉充実残額が無くなることから人件費などの補助金 2,831 万円が再開される。

なお、令和 2 年度大山町一般会計予算の中で、同和対策の事業内容と地区活動費補助金の積算額について疑義があるとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で可とすべきと決した。

特別会計については、以下の通りでございます。

令和 2 年度大山町土地取得特別会計予算。

本会計予算は、公共事業用地を先行取得するための会計であります。令和 2 年度も事業計画がなく、予算総額は 11 万円で、土地開発基金から生じた利子を基金に積立するものであります。

令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

本会計予算は、住宅新築資金等貸付金の徴収及び起債償還事務を行う会計であります。予算総額は1,025万円で、前年度比87万円の増となっています。

なお、令和2年2月時点での滞納額は2億7,261万円となっています。次に、令和2年度大山町開拓専用水道特別会計予算。

本会計予算は、名和・中山・大山地区の開拓専用水道の施設維持管理に要する経費を計上するもので、歳入歳出総額1,287万円となっています。

歳入では、料金収入が954万円、開拓専用水道施設整備基金繰入金250万円となっており、歳出では、老朽化した配水設備修繕費250万円、維持管理負担金200万円の他、主要地方道赤碓大山線の改良工事に伴う給配水管布設替工事費300万円、県営なかやま3区農業競争力強化基盤事業の新水源調査費として一般会計への繰出金250万円などが計上されております。

次に、令和2年度大山町国民健康保険特別会計予算。

総額は22億6,689万円で、前年度比9,124万円の増になっています。

本年度も基金1,000万円を取り崩し、資産割を廃止した国民健康保険税率変更による激変緩和を図っています。

新規事業として人間ドッグ事業の未受診者に対する受診勧奨ハガキ郵送に18万円、AIを利用した特定健診受診率向上事業委託に376万円、次年度予約システム事業委託に6万円など、受診率向上に向けての予算となっております。

次に、令和2年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算。

総額は3億6,157万円で、前年度比244万円の減となっている。

歳入では、健康診断手数料が40万円増、繰入金77万円の増で町債990万円を計上しております。

歳出では、名和診療所のX線装置室改修工事70万円や全自動血球計数機購入費など946万円、大山口診療所備品の全自動血球計数機購入費265万円などがあります。

次に、令和2年度大山町後期高齢者医療特別会計予算。

後期高齢者医療制度に基づき、被保険者から納付された保険料を鳥取県後期高齢者医療広域連合に、保険料負担金・事務費負担金として納付することを目的とする会計でございます。

令和2年度当初予算は、高齢化による加入者増が続き2億2,616万円で前年度比832万円増となっています。保険料収入は、前年度比1,281万円増の1億5,173万円であります。

次に、令和2年度大山町介護保険特別会計予算。

総額は、22億6,381万円で前年度比4,747万円減となっています。

歳入では、保険料収入が被保険者減により2,270万円の減、また、国庫支出金が999万円、支払い交付金が920万円、繰入金が905万円、それぞれ減となり、県支出金は

37 万円の増となっています。

歳出では、今年度と同様の予算執行を見込んでいるが、実績により居宅介護サービス給付費 1,500 万円、居宅介護サービス計画給付金 320 万円、地域密着型介護サービス費 900 万円がそれぞれ減となっています。

次に、令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算。

総額は、4 億 8,026 万円で前年度比 4,381 万円の減となっている。

歳入では、農業集落排水使用料 1 億 1,848 万円、一般会計からの繰入金 3 億 2,983 万円、町債 1,290 万円等が計上されています。

歳出では、公債費 3 億 145 万円、施設管理費 1 億 3,355 万円が計上されている。施設整備費は上野末吉処理区機能強化工事が完了したため計上はございません。

次に、令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計予算。

総額は、4 億 1,744 万円で前年度比 1 億 8,402 万円減となっている。

歳入では、公共下水道使用料 1 億 2,041 万円、町債 4,420 万円のほか、一般会計からの繰入金 2 億 4,642 万円が計上されている。

歳出の主なものは、公債費 2 億 5,689 万円、施設管理費がマンホールポンプ制御盤更新工事などにより 2,847 万円増の 1 億 2,434 万円が計上されております。

次に、令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計予算。

本会計予算は、風力発電所施設の運転管理、施設管理を行うための会計であります。予算総額は 4,052 万円で、前年度比 63 万円の増となっている。

起債の償還が平成 31 年度で終了し、令和 2 年度からこれまで起債償還に充てていた部分については基金への積み立てとされております。

次に、令和 2 年度大山町温泉事業特別会計予算。

なかやま温泉に係る温泉の給湯、温泉館の維持管理運営等を行うための会計であります。

予算総額は 620 万 4,000 円で、前年度と同規模となっている。備品購入費として監視カメラ更新にかかる費用が計上されている。また、開館から 20 年が経過し、今後も事業を安定して継続するための揚湯試験が予定されています。

次に、令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計予算。

本会計予算は、前年度とほぼ同額の 2,522 万円である。

主な歳入は、前年度販売実績はありませんでしたが、引き続きナスパルタウン 3 区画の販売収入 1,775 万円が計上されています。

歳出の主なものとして、公債費 748 万円、購入者紹介謝礼としての報償費 150 万円、維持管理委託料 100 万円と一般会計への繰出金 1,482 万円が計上されています。

次に、令和 2 年度大山町索道事業特別会計予算

索道事業の維持管理を行うもので、前年度比 231 万円減の 2,804 万円であります。

歳入の主なものは、雑入の指定管理納付金 1,961 万円と一般会計からの繰入金 813 万円
であります。

歳出の主なものは、リフト敷地賃借料 1,322 万円、スキー場行事などの負担金 215 万
円、PR 事業補助金 100 万円などであります。

次に、令和 2 年度大山町水道事業会計予算。

収益的収入は 2 億 9,326 万円、収益的支出 2 億 9,853 万円であります。

資本的収入は 1 億 138 万円、資本的支出 1 億 8,827 万円となっています。

主な事業として収益的支出は、水道事業変更認可申請書作成業務委託料に 726 万円、
資本的支出は、令和元年度に調査した名和第 3 水源ほか用地取得に 381 万円、同じく名
和第 3 水源さく井業務、中山第 2 配水池測量設計業務などの委託料に 5,136 万円、また
長田低区配水池連絡管接続工事などに 2,158 万円が計上されています。

以上でございますが、審査特別委員会としては、次の 2 つの附帯意見を付けて提出し
たいと思います。

まず最初に、令和 2 年度大山町一般会計予算において、防災監の設置については、平
成 31 年度からの継続事業であるが、業務内容・役割ともに住民に見えにくく、行政が
求める防災力強化に効果的かは不明確である。

また、様々な災害に対応できるような人材の採用を検討するよう求めます。

2 番目に皆さんご存じのように、雪不足および新型コロナウイルスによる経済被害へ
の対応について附帯意見を付けます。

今シーズンの大山ホワイトリゾートの入込客数は、記録的な雪不足で 5 年前に比べ
1/4 の約 4 万 9,000 人で、追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染により町
内産業への影響も拡大しつつあり、特に観光関連事業者への打撃は大きいものでありま
す。

町行政としては被害報告をまとめ、農林水産業関係者・観光局・商工会・金融機関
などと連携し、必要な対応や支援を最大限に行うことが、従前から課題となっている観
光局の体制強化や観光地域づくり法人「DMO」の設立になると思われるので、積極的な
取り組みを求めます。

以上、報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これで令和 2 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

議案第 27 号 令和 2 年度 大山町一般会計予算について討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4 番 加藤 紀之君) 議長、4 番。

○議長(杉谷 洋一君) まず、原案に対して反対ですか。

○議員(4 番 加藤 紀之君) はい。

○議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 私は反対の立場で討論をしたいと思います。

今定例会で感じたことを少しお話しさせていただきたいと思います。

令和20年度一般会計予算は、委員長からの報告にはありませんでしたが、約60億円ある基金から6億円を超える基金を取り崩す予算でございます。一般的な、家庭に例えるのであれば、世帯収入500万。500万円の家庭であれば、預貯金が300万円あって、その中から30万円を取り崩しながら、家計をやりくりするようなことになるというふうに言えると思います。

そのような家計状態であれば、使い道については、慎重になるのが当然であったらいいとか、なんとなくほしいなとかいうものについては、我慢せざるをえないでしょうし、例えば水道光熱費や携帯電話代などの固定費も見直したりするのではないのでしょうか。

本予算には、そのような考え方がなされていないのではないだろうかと思われるような事業がですね、少なからず見受けられます。

具体例の一つとしては、同和対策事業の地区活動費補助金がそれに該当いたします。地区活動費は、9月定例会で決算不認定となった要因の一つで、補助金の使途が不適切だったり、そもそも交付要綱がなかったりもいたしました。

竹口町長は、地区活動費補助金については見直しを明言され、交付要綱についても策定済みのようですけれども、なぜか、予算の計上は、例年と同じ410万円が計上されております。

質疑や一般質問などで、決算時には昨年度より少ない、例年度よりも少ない金額になると説明はされましたけれども、新規の事業ではございません。例年の実績や見直しをした点、などを積算すれば、しっかりと予算が計上できるはずであります。410万円が、変な話、とりあえず410万円は計上しておきますけれども、後からきれいに、チェックはしますんで減りますというような井勘定で計上をされているのではないかと思います。

税金の使い道を、議会に諮るにあたり、見直しをした事業の積算を怠っているというのはどういうことなのか、私は疑問に感じて仕方がありません。

そのほかにも、費用対効果が疑問だったり、対象が限定的だったりするような備品や機器の購入、導入も幾つか含まれています。機器類は、利用する人にとっては便利な反面、利用しない人にとっては、何のメリットもないのに、維持費だけがかかる固定費だけがかかるという、側面もございます。安易な導入は避けるべきだと私は考えます。

さらに、本町の課題でございます。

出生率の低さ、未婚率の高さ、また、中山、名和、大山の各地区での地域間格差が生じつつあることなどの、いわゆる、さっきも申しましたけれども、本町の独自の課題を

解決する姿勢や計画や取り組み、そういったものは本予算から見えません。

以上の理由から私はこの予算に賛同いたしかねます。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、賛成者の発言を許します。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○議長(杉谷 洋一君) 15番 西山議員。

○議員(15番 西山 富三郎君) 賛成の立場で討論をいたします。

地方議会は、町長等とともに、地域住民の代表機関として、自治体の運営に責任を持っています。地方自治法第1条の2は、地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。役割を広く担うものであると明文化しています。憲法第13条の幸福追求権、憲法第25条の福祉の増進、増進の無限化することを示しています。

竹口町長は、令和2年度一般会計当初予算案を提出されました。町民の健康、子育て、老人、教育、人権、同和、居住、環境、コミュニティー、安全、歴史、文化、自然環境等々、住民、地域社会の発展及び住民福祉の向上を図ろうとしています。

同和対策事業、委員云々する人がおりますが、部落差別の解消に関する法律の目的、基本理念、国の責任、地方公共団体の責務を本旨とするものであります。部落差別のない社会の実現を図るものであります。地区活動費等も、その一部の補助金であります。部落差別の、現実から学ぶという鉄則。実態等々を十分配慮しながら、発言を願いたいものだと思っています。

住民、行政、議会が協働して、自分たちのまちは自分たちで責任を持つという自主自立の精神を、基本、根本として、町政発展の実現、実現を図らなくてはならないのであります。

大山町に来る、暮らす人たちが、ともに支え合い、砕きを砕く、課題を解決する我が事丸ごとの構築を応対し、賛成討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、反対者の発言を許します。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 8番 大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本予算には、子育て支援策として、3歳児以上保育料の無償化、学校給食費や、高校生通学費の半額補助などの継続に加えまして、新たに高校卒業年齢までのインフルエンザ予防接種、助成の拡充が計上されております。

また、学校教育の条件整備、健康づくりに関する事業、地域自主組織によるまちづくり事業など、教育の推進や、住民福祉の増進に評価すべき施策が多くあります。

しかしですね、しかし、公正公平の予算必要性という観点から見て評価できない施策があります。一つ目は、同和問題関連予算です。

部落差別は現在もなお存在するとの理由で、今年度も、総額約1億円もの同和問題関連予算が計上されています。

しかし、今や社会問題としての部落問題は、基本的に、解決しているというのが、多くの町民の皆さんの実感ではないでしょうか。部落問題解決の最後のとりでと、最後の壁と言われた、結構問題は、同和地区内外の交流が進み、この大山町内でも地区内外同士の結婚が進んでいます。若者の間に、部落差別はないと言っても過言ではありません。

また、部落差別の具体例として、ネット上での書き込みが挙げられますが、私にはぴんときません。これによってどんな差別の実害があったのでしょうか。同和地区の中の人の中には、もう特別扱いは必要ないという意見もあります。町内、三つの同和地区に置かれている相談員の相談内容には、部落差別にかかわるものはゼロという実態もあります。

このような認識に立てば、同和地区に限った特別な施策は、もう必要ないということではないでしょうか。むしろ、特別な施策によって、同和地区を固定化し、いつまでも、同和地区と地区外を併存させるのではなく、同和対策は完了して、地区内外の融合を図ることが、同和問題を早く完全解決する道と私は考えます。

だから、いまだ継続されている同和地区に限った施策である高校大学等への、進学奨励交付金、固定資産税の減免措置、隣保館事業や相談事業、同和地区の児童生徒のみを対象にした地区進出学習会、そして、同和地区活動費、これらは見直して、一般施策に移行するか、あるいは廃止するかを検討すべきであると考えます。

特に、平成30年度の同和地区活動費は、使い道が不適切であると議会から指摘したにもかかわらず、前年度と同額の410万円が計上されていることは納得できません。適正な使い方がなされれば、減額できるはずです。

二つ目の評価できない施策は、防災監の設置に275万円が計上されていることです。昨年度、外部から招いた防災監の実績が役割を見るならば、外部人材の必要度は低いのではないかと思います。防災監設置が必要ならば、内部の職員を養成して、位置づけたほうが効果的ではないかと考えるものです。

以上の点におきまして、私は、令和2年度一般会計予算に反対をします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に、賛成者の発言を許します。

○議員(13番 岡田 聰君) 議長、13番。

○議長(杉谷 洋一君) 13番、岡田議員。

○議員(13番 岡田 聰君) 私は賛成の立場で討論いたします。

差別落書きやインターネット上に氾濫する差別事象が、まだまだ厳しい差別が存在しております。かつての悪名高い地名総監に、匹敵する悪質なインターネット上で部落探訪、全国の地図は全てインターネット上で一新して、検索できる状況になっております。しかも、その上、地区の写真まで見れるようになっているんです。

こういった、差別が堂々とまかり通っている現状がございます。先ほど、地区外との結婚も自由になったとおっしゃってました。反対討論がございましたが、結婚、地区外との結婚は、なるほど増えてはおりますが、ほとんどの場合、親戚の反対や、家族の反対で、結婚後の親戚づきあいはほとんどない状態の結婚でございます。これが正常と言えるのでしょうか。差別がないと言えるのでしょうか。

古くから身分制度に由来する厳しい差別解消のため、1969年、昭和44年から、始まった同和対策事業特別訴訟から、2002年、平成14年の地域改善対策事業に係る国の財政上の、特別措置に関する法律の期限切れまで33年間にわたり、同和対策事業が、国の予算によってなされ、地区の環境は非常に改善されました。インフラは整備され、環境改善に大いに貢献したことは、ありがたいことだと感じております。

しかし、長い年月、何代にもわたり、厳しい就職差別や、厳しい結婚差別を受け、(・・・発言取消申し出部分3文字削除・・・)などの不正規労働など就業に限られ、貧しい生活を強いられてきた実態があります。

また、結婚サービスについては、ごく限られた狭い範囲での結婚式化できなかった。それらによって連鎖が続き、子供に高い教育を受けさせられないといった状態が、何代にもわたって続いている状況があると考えています。

平成26年2016年には、いまだ熱意根強い厳しい部落差別が続いていることを国が認め、部落差別解消の推進に関する法律も制定されております。差別が続いている限り、現状では、同和対策関連予算は、必要な予算と考えています。

地区活動費につきましては、そういった部落差別に起因する負の連鎖を断ち切るために、地区の人々の差別に負けない力をつけるため、研修会や活動のための費用として、古くから、歴代の町長が認めてくださり、連綿として続いている予算などを考えております。使途については、要綱が統一され、制限されると考えております。

今回の予算で、新しい事業として、農山漁村地域整備事業として1800万円。町道末長妻木線、測量設計費として2,100万円。JR下市駅南口整備事業736万円。新規漁業就業者研修費補助に1,194万円。学校ICT機器、小中学校の情報教育の充実のための学校ICT支援委託料360万円。それから、継続事業では、橋梁長寿命化修繕事業に、前年比1,570万円の、3,690万円。頑張る農家プラン事業、前年対比1,648万円増の3740万円。認定農業者の生産、流中、流通に係るプラン実現の支援の予算が組まれております。

それから新規就農者支援や、親元就農支援者、事業として1,975万円。町道中山イン

ター線、前年対比 4,870 万円増の 7,350 万円。ちょうど安永予定線、前年に引き続き同額の 3,000 万円。下市、私募ちょうど下坪田山村線に、前年対比 100 万円増の要請 100 万円。安心な道づくり街灯設置事業に、前年に続き 800 万円。通学路など、明るく安全な道づくりに、既に設置されている道は、暗闇の道に沿って、ずらりと街灯が照らして、様子はとてもすばらしく、気持ちも暖かくなり、安全安心な道づくりに効果の大きな事業でございます。

さらに子供の予防接種助成を高校生相当年齢まで拡充、指定、拡充する予算 3,275 万円。

以上、さまざまな予算が計上されており、町民の安全を守り、農林水産業の振興や、手厚い子育て支援策など、広く町民の福祉向上を図るための必要な、かつ充実した予算であると考えております。以上、賛成討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) なしということで、これで討論を追わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第27号は 委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は10時40分です。

午前 10 時 30 分休憩

午前 10 時 40 分再開

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。

○議員(13 番 岡田 聰君) 議長、13 番。

○議長(杉谷 洋一君) 13 番 岡田議員。

○議員(13 番 岡田 聰君) すいません。先ほどの、賛成討論の中で、不適な来な発言がございました。削除したいと思いますので、よろしく願います。

○議長(杉谷 洋一君) 今、岡田議員から発言訂正の申し出がありました。これを許しますので、岡田議員説明をお願いします。

じゃあ、分かりました、私の早合点でした。

ただいま岡田議員から、発言について、会議規則第 64 の規定によって、一部発言を取り消したいという申し出がありますのでお諮りします。

これを許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認め、したがって岡田議員から発言取り消しの申し出を許可することにしました。

議案第 28 号

○議長(杉谷 洋一君) 次に、議案第 28 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第 29 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第 30 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり 決定することに 賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第31号 令和2年度 大山町 国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案 第31号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第32号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第32号 令和2年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案 第32号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第33号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第33号 令和2年度大山町後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第34号 令和2年度大山町介護保険特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第35号 令和2年度大山町農業集落排水事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第35号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第36号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第36号 令和2年度大山町公共下水道事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第37号 令和2年度大山町風力発電事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第37号は 委員長報告のとおり 可決されました。

議案第38号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第38号 令和2年度大山町温泉事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第39号 令和2年度大山町宅地造成事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第40号 令和2年度大山町索道事業特別会計予算を議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第 41 号 令和 2 年度大山町水道事業会計予算を議題に
します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第41号は 委員長報告のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 54 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 37、議案第 54 号 町道路線の認定について(町道 西坪団
地線)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 54 号 町道路線の認定については、西坪地内に開発された
団地内道路を新たに町道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定
により、議会の議決を求めるものであります。

新路線は、路線名を町道西坪団地線とし、路線延長 195m、起点を西坪地内国道 9 号
分岐点、終点を西坪字上ノ平ル 83-1 先とします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第 38 議案第 55 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 38、議案第 55 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 55 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)については、上野末吉地区管路施設工事及びポンプ施設工事の湧水対策で発生した仮設工及び工事の出来高による増工のため、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 208 万 4,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 3,231 万円とするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから 質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 39 議案第 56 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 39、議案第 56 号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長

○町長(竹口 大紀君) 議案第 56 号 教育委員会教育長の任命については、大山町赤松 937 番地 鷺見寛幸さんを大山町教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

鷺見さんは、昭和 60 年から平成元年、また平成 5 年から平成 10 年まで合わせて 9 年間大山中学校教諭として、平成 24 年からは大山小学校の校長として「大山の恵み教育構想」のもと、「大山を誇りに思い、大山を愛する子どもたちの育成」に情熱を注いでいただきました。

また平成 18 年から 2 年間、西部教育局生涯学習室係長、平成 20 年から 4 年間大山青

年の家所長を歴任され、社会教育にも深く精通しておられます。

平成 29 年 5 月 12 日から大山町教育委員会教育長としてふるさと教育を推進し、「大山の恵みを受けて、生き生き輝く人づくり」に力を入れ、ご活躍いただいているところであります。

令和 2 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 2 年 5 月 12 日から令和 5 年 5 月 11 日までであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 56 号は同意することに決定されました。

日程第 40 議案第 57 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 40、議案第 57 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 57 号 教育委員会委員の任命については、平成 31 年 4 月 23 日から前任委員の残任期間を務めていただいております、大山町大山 18 番地 兜山 洋美さんを、引き続き、大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

兜山さんは、平成 18 年度に大山保育所の愛育会長を務められて以降、大山小学校 P T A の人権教育推進委員長や副会長を歴任、また、この 1 年間、教育委員の保護者委員として貴重な意見を提案いただくなど、教育に高い関心を持たれ、熱心に活動してこられました。

人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第57号は同意することに決定されました。

日程第41 議案第58号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第41、議案第58号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第58号 教育委員会委員の任命については、大山町下甲298番地 向陽 寛孝さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

向陽さんは、昭和59年4月より米子商業高等学校教諭として、平成13年には校名変更により米子松蔭高等学校教諭としてご活躍されました。物事に真剣に向き合うこと、何事にも徹底して取り組むことを教育信条とされ、青少年育成に情熱を注いでこられました。

昭和60年から平成14年まで、同校野球部長として、長く県の高校野球界発展に尽力され、その間、甲子園に3回出場するなど、数多くの成果を挙げられました。

平成17年から24年まで、同校の教頭としてご活躍された後、現在はご住職として、また米子松蔭高等学校の学校評議員として、ご活躍をされています。

教育について高い関心をもち積極的に活動してこられた向陽さんは、人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和2年5月12日から令和6年5月11日までであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第58号は同意することに決定されました。

日程第 42 諮問第 1 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 42、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび手島孝人さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

手島さんは、人権擁護委員として 2 期 6 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号については 同意することに決定しました。

日程第 43 陳情第 2 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 43、陳情第 2 号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 加藤 紀之議員。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 本委員会に付託された陳情第 2 号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情について、3 月 9 日に全委員 5 人で審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

本陳情は、町村の権限外である外交問題に関する意見書の提出を求めるものでございます。採択することは好ましくありません。

また、本町におきましてもその公益上の必要性も認められません。

採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8 番 大森議員。

○議員(8 番 大森 正治君) 委員会での不採択の理由としまして、これは町村の権限外であるとか、外交問題だったということになっておりますけども、本議会、ほかの議会もそうですが、これまでこういう国際問題、外交問題も、取り扱ってきたわけですし、これが理由にはならないじゃないかなと思うんですけどもね。

っていうことは門前払いのような感じですけども、中身については、審議はどうだったんでしょうか。その点お聞きします。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 私たち議員の教科書と言っても過言ではないのかなと思いますけれども、議員必携というものがございます。

議員必携の中にはですね、請願や陳情の取り扱いについて、詳しく書かれております。権限外の事項と意見書の取り扱いというようなところでですね、特に、町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは、一般的に好ましくないという文言がございます。

それに従って、おっしゃるように、門前払いになりました。ですので、中身についての審議はしていないというのが実態です。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8 番 大森議員。まず、この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情に対して賛成ということによろしいですか。

○議員(8 番 大森 正治君) はい。

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、大森議員。

○議員(8 番 大森 正治君) 陳情に賛成。

○議長(杉谷 洋一君) 委員長は不採択で。

○議員(8 番 大森 正治君) 今の質疑、あるいはその回答で、これを不採択した理由はわかりましたですけども、今まで慣例としてこういう外交問題を取り扱ってきた、本議会としては当然扱うべきだし、また、内容についても、やっぱり審議すべきだったなどというふうに思いまして私は残念に思います。

と言いますのも、直接、間接問わず何らかの形でやっぱり町民にもかかわりはある外交問題といえどもあるわけですから、そういう点で今までも扱ってきたと思いますので、私は内容についての賛成討論をさせていただきます。

本陳情に賛成討論いたしますが、旧日本軍によるこの慰安婦問題は、さきの大戦、満洲事変からアジア太平洋戦争に至るいわゆる 15 年戦争の中で、起こった女性への人権侵害でございます。

戦争中の出来事だから仕方がないとか、過ぎた昔のことだから問題にしなくていいというものではありません。自分の意思に反して強制的に、慰安所へ連行され、そこで日本軍の相手を強いられた。いわゆる性奴隷にさせられた女性たちが 75 年間にわたって、今も、75 年間たった今でもですね、苦しんでいらっしゃる現実があるからです。

この問題は、日本と韓国の国家間の問題でもありますし、そして何よりも、人間の尊厳としての、問題であるというふうに思います。

日本がかつて行った植民地支配と侵略戦争の中で起こった慰安婦問題は、歴史上の事実であり、日本政府の責任において、被害者への真摯な公式謝罪と賠償、次世代への教育などを行うことが必要です。それが、国連女性差別撤廃委員会を初めとして、国連や国際機関が繰り返し日本政府に勧告していることへの回答になります。

今、日本国内でも沸き起こっている性暴力の根絶、そして人権問題として、女性の尊厳を守るという視点からも、この陳情は採択すべきと考えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立少数です。

したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第44 陳情第1号 及び 日程第45 陳情第3号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第44、陳情第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情と日程第45、陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情の2件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大原 広巳議員。

○教育民生常任委員長(大原 広巳君) ただいま議題となりました陳情第1号と陳情第3号、2つの陳情について報告をいたします。

ただいま議題となりました、陳情第1号と第3号につきまして教育民生常任委員会で、3月10日に、委員6人全員で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

まず、陳情第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、少子高齢化対策を推進するなかで、地域の安全安心を維持することは重要であります。

特に「再検証」とされた鳥取県の4病院は、医療資源が乏しい地域において、命と健康を守るうえで必要であり、安心な地域づくりには欠かせないものと考えます。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、2つ目、陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について、女性差別撤廃条約の締約国として、国連が定めた国際的な基準の適用を国内で進めることが重要であります。

男女共同参画の社会をめざす観点から、一歩前進を図るべきと考えます。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから、陳情第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、採択とすることに決定しました。

○議長(杉谷 洋一君) これから、陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) この陳情はですね、私たち総務委員会が預かった案件と同じように、外交上の問題ではないのかなというふうに私は理解しますが、そういった観点で審議はされなかったのかというのが1点と、それから内容的なことが書かれていますのでちょっとお聞きしたいんですけれども、我が国がなぜ批准していないのかといった経緯だったりとか、というのを詳しく教えていただきたいと思います。

○教育民生常任委員長(大原 広巳君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 大原委員長。

○教育民生常任委員長(大原 広巳君) そうしますと、お答えします。

まず最初にですね、外交問題だから、これは審議しなくていいという、加藤君の意見もあるんでしょうけども、やはりこの今男女共同参画で、一億総活躍社会という、国は施策を推し進めております。

国際的な外交問題とはいえですね、やはり、教民の委員会としては、審議しようという事で審議しました。その結果、採択という結果になりました。

それからですね、なぜ今までなんて言うのですか、批准を 20 年間も猶予してきたかということも、委員会の中で話し合いました。やはり、総論ではですね、男女共同参画男女平のいろんな面で、国際的に、なんていいますか、国際的な基準には達してない項目が日本たくさんあります。それで、その中にですね、今回は継続審議しましたけども、夫婦別姓の問題とかですね、日本固有の問題もたくさん含まれております。

日本は、一歩前に出れないのはですね、そういう欧米の価値感をですね、そのまま、日本の価値感としてすぐには受け入れられない、社会的な背景があるんじゃないかということですね、条約そのものをですね、男女平等の社会ということには総論で賛成なんですけども、各論の部分で世論なり、社会なりの変化を待たないと完全な批准はできないんじゃないかということですね、慎重な姿勢で今に至ってると思います。

ことはオリンピックもあります、この辺でですね、もう一歩前に入れるべきじゃないかというのが皆さんの考えで、外交的な問題でしたけれども、一歩前に進めるべきということで、この批准を求める陳情を採択することになりました。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情 第 3 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、陳情第 3 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 46 発議案第 1 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 46、発議案第 1 号 中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。門脇輝明議員。

○議員(3 番 門脇 輝明君) 中高学園のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について、大山町会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、提出したいと思いますので、提案理由の説明をさせていただきます。

ひきこもりは、これまで主として若年青年層の課題とされてきましたが、最近では、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきています。

こうした情勢を背景に、政府が、中高年層を対象に、初めて実施した全国規模の調査の結果が、昨年 3 月に公表されましたが、40 から 64 歳のひきこもりが、全国で約 61 万人に上ると推計され、社会に大きな衝撃を与えました。

ちなみに、本大山町におきましては、ひきこもりの状態にある方の総数は 26 人とされています。

この引きこもりの期間の長期化やひきこもり状態にある方の高齢化により、親とともに、社会的に孤立するケースも少なくありません。

政府は、これまでさまざまな対策を行ってきましたが、今後は、より身近な場での、相談支援の実施や社会参加の充実など、これまで以上に実効性のある支援をと、対策を講じるべきであるという思いで提案をさせていただきました。

意見書の内容を読ませていただきます。

中高年の引きこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書。

従来ひきこもりは、主として、青年、若年青年層の課題としてイメージされてきた。しかし、最近では、表は、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題として、苦労グズアップされている。

政府が、中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年 3 月公表されたが、40 から 64 歳のひきこもりが、全国で約 61 万人に上るという推計は、社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や、高齢化により、高齢者の親とともに、社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで、都道府県、政令市へのひきこもり、地域支援センターの設置や、ひきこもりサポーター養成研修派遣事業を行ってきたが、今後は、より身近な場所での、相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年の引きこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで、政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題ととらえ、下記の事項について、早急に取り組むことを強く求める。

記、1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。

また、自立相談支援の機能強化に向けた、アウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2. 中高年のひきこもりにあるものに適した支援の充実を図るため、市区町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。

具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会などの

取り組みを促進すること。

3. 8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、断らない相談支援や伴走型支援など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて、包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。令和 20 年 3 月 23 日、鳥取県大山町議会委員長。杉谷 洋一。内閣総理大臣、安倍晋三様。厚生労働大臣 加藤勝信様。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 47 発議案第 2 号、日程第 48 発議案第 3 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 47、発議案第 2 号 公立・公的 424 病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書の提出についてと日程第 48、発議案第 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長、大原 広巳議員。

○教育民生常任委員長(大原 広巳君) そういたしますと、発議案第 2 号 公立公的 424 病院に対する具体的対応方針の再検証、要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書の提出について、この議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 23 日、提出者、教育民生常任委員会委員長、大原 広巳。

そうしますと提案理由の説明をいたします。

令和 2 年 3 月 2 日教育民生常任委員会に付託されました陳情第 1 号 厚生労働省による、公立公的病院名の公表の白紙撤回と、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

公的、公立、公的 424 病院に対する具体的対応方針の再検証要請を白紙撤回し、地域医療をもって、地域医療を充実するよう求める意見書。

厚生労働省は、昨年9月26日、既に各地域で合意している2025年、地域医療交渉の、構想を踏まえた公的公立病院の具体的対応方針に関し、再検証を要請する424病院を、突然、名指しで公表いたしました。424病院の中には、鳥取県の4病院（町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、病院がなくなるのではないかと、関係自治体、町民、市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらしました。

再編統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の生命と健康を守る上で欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりには欠かせないものであります。

厚生労働省が一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広がりました。各医療機関のあり方に対して何ら決定する権利を有しない政府、厚生労働省が、病院名まで上げ、事実上、強制ととられるよう要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。

また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足の解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ、力を入れるべきであります。

以上の観点から、公立公的病院に対する再検証の要請を白紙撤回し、いつでもどこでも、誰もが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和2年3月23日、鳥取県大山町議会議長 杉谷 洋一。宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

続きまして、発議案第3号の提案理由を申し述べます。

女性差別撤廃条約、選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和20年3月23日、提出者、教育民生常任委員会委員長 大原 広巳。

提案理由の御説明をいたします。

令和2年3月2日教育民生常任委員会に付託された陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める陳情を審査した結果、採択すべきと決しましたので、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは意見書を朗読いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

女性差別撤廃条約、選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189国中113カ国が批准しています。条約契約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者等、当時国に「見解」「勧告」を通知することを定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、停滞なく追求することに合意している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会を初め、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」また「女性差別撤廃条約の選択偽証議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」としています。

以上のことから、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和2年3月23日。大山町議会議長、杉谷良一。宛先は衆議院議長、参議院議長です。

以上で、提案の理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから、発議案第2号 公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(杉谷 洋一君) これから、発議案第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 3 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、発議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 49 議員派遣について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 49、 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、 5 月 25 日から 26 日に 東京都で開催される令和 2 年度全国町村議会議長・副議長研修会に、吉原 美智恵議員を派遣するもの。4 月から 5 月に行う予定の、議会主催の「議員と語る会」に全議員を派遣するもの。滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で 4 月 16 日から 17 日に、開催される、市町村議会議員特別セミナーに、西山 富三郎議員と 森本 貴之 議員を、同じく 4 月 23 日から 24 日に開催される市町村議会議員研修に西尾 寿博議員・近藤 大介議員・池田 幸恵議員を、同じく 5 月 18 日から 19 日に開催される市町村議会議員研修に門脇 輝明 議員をそれぞれ派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 50 閉会中の継続審査について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 50、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、 陳情第 4 号 「 選択的 夫婦別姓の 導入など、一日も早い 民法改正を求める 意見書提出を求める陳情 」について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに 決定しました。

日程第 51 ～ 日程第 55 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 51、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから
日程第 55、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議
会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第 75 条の規定により、
お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長(杉谷 洋一君) これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

令和 2 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午前 11 時 46 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 吉原 美智恵

署名議員 岡田 聰